

令和6年度障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

令和7年4月1日障事第189号

（通則）

第1条 令和6年度障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、「令和6年度障害者総合支援事業費補国庫補助金（追加協議分）交付要綱」（令和7年3月14日厚生労働省発障0314第1号厚生労働事務次官通知）、「令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱」（令和7年3月6日こ支虐第63号こども家庭庁長官通知）、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月19日障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 本事業の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービス類型の事業所であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ「（補助金の要件）第5条」を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月1日まで（体制届出の提出期限が令和7年4月15日まで延長された場合には、4月15日まで）に令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。ただし、第7条の計画書の提出

時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙 1 表 2 に掲げる地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員とする。事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の算定方法)

第 4 条 この補助金は、以下の式により確定することとする。なお、1 円未満の端数は切り捨てとする。

補助額＝ 一月当たりの障害福祉（障害児支援）サービス等報酬総額 a×サービス類型別交付率 b

a 一月当たりの障害福祉（障害児支援）サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。なお、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含むこととする。

b サービス類型別交付率（別紙 1 表 1）は、標準的な職員配置の事業所で、常勤の福祉・介護職員一人当たり 5 万 4 千円相当の補助を実施するために必要な割合をいう。

(補助金の要件)

第5条 本事業の対象となる事業所を運営する障害福祉サービス等事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）

は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- (1) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

2 本事業の補助対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職場環境改善経費

障害福祉サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。また、令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知の別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づく事業（以下、「地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」という。）の対象経費に充当することはできない。

(2) 人件費

障害福祉サービス事業者等は、補助金に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている事業所については、その他の職員を含む。以下、同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。障害福祉サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

(交付の条件)

第6条 障害福祉サービス事業者等への補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所（補助金の対象である事業所に限る。）における職場環境改善経費又は人件費の改善に充てることができる。
- (2) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (3) 事業の内容の変更（交付決定額の変更を含む。ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった際には、支出証拠書類等とともに速やかに提出しなければならない。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（申請手続等）

第7条 障害福祉サービス事業者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（第1号様式）、誓約書（別紙様式5）及び役員等名簿（別紙様式6）とともに、次の①及び②に掲げる事項について、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業総括表（別紙様式2-3）及び障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書個表（別紙様式2-4）（以下「計画書」という。）により作成の上、知事が定める日までに提出しなければならない。

① 職場環境改善等に向けた取組

第5条第2項に掲げる取組をいう。

② 補助金の充当経費

当該事業による補助額により、職場環境改善経費への充当又は人件費の改善を行う方法をいう。

（交付決定）

第8条 知事は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき

は、速やかに交付決定を行い、申請者に対してその内容を通知する。

(概算払い)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(承認申請)

第10条 第6条(3)又は(4)に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第2号様式)又は補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更届出)

第11条 障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更(次の①または②のいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、知事に変更届出書(別紙様式4)を用いて変更の届出を行う。その際、①から②に定める様式についても届けること。

① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

当該変更後の別紙様式2-3について届けること。

② 複数の事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る事業所に変更(廃止等の事由による。)があった場合

別紙様式2-3及び別紙様式2-4について届けること。

(実績報告)

第12条 第8条の規定により交付決定を受けた障害福祉サービス事業者等は、知事が定める日までに実績報告書(第4号様式)とともに、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業実績報告書(別紙様式3-1)及び障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業実績報告書(事業所別個表)(別紙様式3-2)(以下「実績報告書」という。)を、次の①②及び③に掲げる事項について作成の上、知事に提出しなければならない。その際、②及び③の合計の金額は①の金額以上となるようにすること。

① 補助金の総額

② 人件費の改善の所要額

③ 職場環境改善の所要額

研修費、間接支援業務に従事する者の募集経費、その他の金額ごとに、職場環境改善の所要額について記載すること。その他の金額に記入がある場合には、使用用途について、具体的に記載を行うこと。その際、障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の経費(介護テクノロジー等の機器購入費用)及び地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の経費は対象経費としないこと。

(請求)

第13条 第8条の規定により、交付決定を受けた補助金について、第9条の規定により概

算払を受けるときは、請求書（第5号様式）にて請求するものとする。ただし、別に知事が定める方法で支払う場合は、この限りではない。

（補助金の返還）

第14条 知事は、第7条の交付申請書又は第10条の交付金変更承認申請書の内容が、第3条又は第6条の規定と異なることが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、当該取り消しに係る部分に対する補助金について県に返還することを命ずることができるものとする。

（決定の取消等）

第15条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）本事業による補助金の交付額に相当する職場環境改善が行われていない又は人件費の改善の対象職員の人件費が改善されないとき。

（3）補助金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

（4）暴力団員若しくは暴力団又は第3条第2項第2号若しくは第3号に該当する者（交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

5 交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

7 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責

に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 本事業の補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(事業概要に関する周知等)

第17条 知事は、事業実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により障害福祉サービス事業者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第18条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、障害福祉サービス事業者等から知事が別に定める日までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、補助金を受けることを辞退したものとみなす。

(その他)

第19条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金について適用する。

別紙1

表1 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業 対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	9.4%
共同生活援助(日中サービス支援型)	9.4%
共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業 非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%
障害児相談支援	0%